

令和8年第2回矢巾町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和8年2月20日(金) 13時30分～14時17分

2 開催場所 矢巾町役場 2階 2-3会議室

3 出席委員 (16名)

会長	16番	佐藤俊孝
委員	1番	熊谷洋司
委員	2番	阿部江利子
委員	3番	朴田敦志
委員	4番	佐々木博
委員	5番	白澤克美
委員	7番	白澤和実
委員	8番	高橋かおる
委員	9番	佐々木昭英
委員	10番	福澤広基
委員	11番	金子忠博
委員	12番	佐々木光枝
委員	13番	星川忠博
委員	14番	中塚誠
会長職務代理者	15番	高原弘明

欠席委員 (1名)

委員	6番	佐々木達也
----	----	-------

4 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名
日程第2	会議書記の指名
日程第3	会期の決定
日程第4	業務の経過報告
日程第5	報告第1号 農地法第3条の3の規定による農地の相続届出について
日程第6	議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について
日程第7	議案第2号 農地法第3条の規定による賃借権設定許可申請に対する許否決定について
日程第8	議案第3号 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている等の証明申請に対する許否決定について
日程第9	議案第4号 相続税の納税猶予に係る引き続き特定貸付けを行っている等の証明申請に対する許否決定について

5 説明員

農業委員会事務局	事務局長	細越一美
	係長	泉山弘道
	主任主事	南幅央毅

6 会議の概要

議長

会議に先立ち、皆様にお知らせします。

本日の総会にあたって、事前に議案書を送付しております。

また、議案の朗読は表題のみといたします。

質問、意見や討論等、発言の際は、挙手により発言の意思表示をお願いします。

また、発言を許された方は議席番号と氏名を述べたうえで発言くださるよう、よろしくをお願いします。

本日の出席委員は 15 名であります。定足数に達していますので、会議は成立いたします。

なお、6 番 佐々木達也委員から欠席する旨連絡がありましたので、お知らせいたします。

ただいまから令和 8 年第 2 回矢巾町農業委員会総会を開会します。

それでは、あらかじめ皆様にお配りしている日程に従いまして、進めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議長

異議なしということで、日程に従い、進めてまいります。

日程第 1、議事録署名委員の指名についてですが、当職より指名することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議長

それでは当職より指名させていただきます。

4 番 佐々木博委員、5 番 白澤克美委員、7 番 白澤和実委員をお願いします。

日程第 2、会議書記の指名ですが、当職により指名することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議長

それでは当職より指名いたします。

農業委員会事務局 泉山弘道業務係長をお願いします。

日程第 3、会期の決定ですが、本日 1 日とすることにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議長

それでは本日 1 日と決めます。

日程第 4、業務の経過報告ですが、別紙により事務局から報告させます。

【事務局による朗読】

議長

出席された委員から、補足説明ありましたらお願いします。

阿部江利子委員

【2 月 17～18 日令和 7 年度いわてポラーノの会総会、女性農業委員・農地最適化推進委員活動研修会】

・宮城県美里町 女性委員の農地集約の取り組み事例の共有。

佐藤俊孝会長

【2 月 4 日矢巾町都市計画審議会】

・間野々第 2・第 3 地区に係る情報共有。

【2 月開催の地域会計画変更に係る「協議の場」】

・参加委員への謝辞、今後の活動についての依頼。

ただいまの業務経過報告の内容につきまして、質疑ありましたら、お願いいたします。

「なし」の声あり

議長

質疑なしと認め、次に進みます。

日程第 5、報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 の規定による農地の相続届出について、を議題とします。

議題について、事務局より朗読させます。

【報告第1号 朗読】

議長
事務局

補足説明を許します。

報告第1号について、補足説明をいたします。

番号1と6の案件につきまして、権利を取得した日から日数が経過しておりますが、相続登記を失念していたためであり、相続登記の義務化に伴い、相続未登記になっていることに気付いたことから、相続登記をしたものでございます。

議長

それでは質疑ありましたら、挙手をお願いします。

「なし」の声あり

議長

質疑なしと認め、次に進みます。

日程第6、議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について、を議題といたします。

議題について、事務局より朗読させます。

【議案第1号 朗読】

議長
事務局

補足説明を許します。

議案第1号について、補足説明をいたします。

これらの案件につきましては、お手元の資料No.1の別添農地法第3条調査書の1～2ページをご覧ください。

この調査書より、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われることから、許可要件の全てを満たしているものと考えております。

番号6の案件につきましては、当該農地は以前から譲渡人と譲受人が共同で耕作しておりましたが、譲受人が主となって耕作していることから、実状に合わせて贈与により所有権移転することにしたものでございます。

番号7の案件につきましては、譲受人は紫波町在住であります。当該農地に隣接する空き家も購入し、そこに居住して耕作する計画となっております。

議長

新規就農の案件について、新規就農者審査を行っております。

審査の結果について、番号6については、4番 佐々木博委員、番号7については、10番 福澤広基委員より報告願います。

佐々木博委員

4番、佐々木博です。

2月5日に、地元委員の高橋かおる委員と共に審査をしました。

審査意見書を読み上げます。

営農計画が妥当か 当該農地を譲渡人である兄と共に耕作しており、草刈り等の管理を含めて自らが中心となって行っていたことから、引き続き適正に農地を管理できると考えられるため、計画は妥当であると思われま

業としての経営か 自家用であり、業としての経営ではありません。

資金収支から見て妥当か 耕作による営利を目的としてはおらず、年金収入もあることから、資金収支から見て妥当であると思われま

営農姿勢は 農地を荒らさずに適正に耕作しなければならないという強い意志を感じました。

知識・経験の有無 今までも譲渡人と共に農業を行っており、知識は十分にあると思われま

総合評価 営農計画も妥当であると共に、耕作に対する熱意も感じられ、申請農地を適正に耕作することが可能であると判断したことから、農地法第3条の許可申請を受けることについて、妥当であると結論付けました。

福澤広基委員

10番、福澤広基です。

昨年の12月4日に、経営者等の審査を、地元委員の阿部江利子委員と行いました。

審査意見書を読み上げます。

営農計画が妥当か 主に家庭菜園として野菜を作付けすることとしています。当該農地と併せて購入予定の隣接する住居に居住しながらの耕作であり、適正に農地を管理できると考えられるため、計画は妥当であると思われます。

業としての経営か 主に自家用であり、業としての経営ではないが、自家消費以外についてはインターネット販売やJAへの出荷をする計画です。

資金収支から見て妥当か 耕作による営利を目的としてはおらず、本業もあることから、資金収支から見て妥当であると思われます。

営農姿勢は 本業において農家と接する機会があったこともあり、農業に対して関心を持っているようでありました。

知識・経験の有無 農業経験は無いが、近隣の農業者等との繋がりも確保されており、指導を受けながら営農する計画でありました。

総合評価 営農計画も妥当であると共に、耕作に対する熱意も感じられ、申請農地を適正に耕作することが可能であると判断したことから、農地法第3条の許可申請を受けることについて、妥当であると結論付けました。

補足として、昨年12月からかなり時間が経っておりますが、取得農地面積が約3,500㎡、最初の営農計画では耕運機1台での管理ということで、無理があると指導を行いました。

その後、懇意にしている農業者からトラクターを借用して管理する計画に変更があり、それであれば十分管理ができるであろうということで承認したという経緯であります。

議長 地元委員からの補足説明はありますか。

「なし」の声あり

議長 それでは質疑に入ります。

それでは質疑ありましたら、挙手をお願いします。

高原弘明委員 15番、高原弘明です。

番号6の方は76歳ということで高齢ですが、後継者等はいらっしゃいますか。

佐々木博委員 4番、佐々木博です。

譲受人には、今後の意向を確認はしたところでしたが、これまでの経験もあり、強い意志もあることから、年齢的なことを考慮してももう少し続けられると判断しました。

事務局 子供が2名おり、うち1名は県内に在住、近いうちに退職するということもあり、手伝いをお願いすることも考えているということでした。

議長 その他質疑ありませんか。

「なし」の声あり

議長 質疑なしと認め、討論に入ります。

最初に反対討論をお願いします。

「なし」の声あり

議長 反対討論なしとして、賛成討論をお願いします。

高原弘明委員 15番、高原弘明です。

審査内容に基づき、可能であると判断しました。

中塚誠委員 14番、中塚誠でございます。

売却価格も妥当であり、他の内容も妥当と判断し、賛成したいと思っております。

星川忠博委員 13番、星川忠博です。

前の方々がおっしゃった通りですので、賛成といたします。

議長 その他討論はありませんか。

「なし」の声あり

議長 討論なしと認めます。

それでは、挙手により表決に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について、許可する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長

挙手全員ですので、許可することに決します。

次に進みます。

日程第7、議案第2号、農地法第3条の規定による賃借権設定許可申請に対する許否決定について、を議題といたします。

議題について、事務局より朗読させます。

【議案第2号 朗読】

議長

補足説明を許します。

事務局

議案第2号について、補足説明をいたします。

こちらの案件につきましては、お手元の資料No.1の別添農地法第3条調査書の3～4ページをご覧ください。

この調査書より、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われることから、許可要件の全てを満たしているものと考えております。

議長

それでは質疑ありましたら、挙手願います。

「なし」の声あり

議長

質疑なしと認め、討論に入ります。

最初に反対討論をお願いします。

「なし」の声あり

議長

反対討論なしとして、賛成討論をお願いします。

佐々木光枝委員

12番、佐々木光枝です。

賛成いたします。

金子忠博委員

11番 金子忠博です。

妥当な内容と思いますので、賛成です。

番号3の案件は、これまでも耕作していた方の継続ですので賛成です。

福澤広基委員

10番、福澤広基です。

いずれも双方の要望によるものですし、内容も問題ないと思います。

議長

その他、賛成討論ありましたら、お願いいたします。

「なし」の声あり

議長

それでは討論なしと認め、挙手により表決に入ります。

議案第2号、農地法第3条の規定による賃借権設定許可申請に対する許否決定について、許可する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長

挙手全員ですので、許可することに決します。

次に進みます。

議長

お諮りします。

日程第8、議案第3号、相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている等の証明申請に対する許否決定について、

日程第9、議案第4号、相続税の納税猶予に係る引き続き特定貸付けを行っている等の証明申請に対する許否決定について、は相続税の納税猶予に関する案件ですので一括して議題としてよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり

議長

異議なしということで、一括して議題といたします。

日程第8、議案第3号、相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている等の証明申請に対する許否決定について、

日程第9、議案第4号、相続税の納税猶予に係る引き続き特定貸付けを行っている等の証明申請に対する許否決定について、を議題といたします。

議題について、事務局より朗読させます。

【議案第3～4号 朗読】

議長
事務局

補足説明を許します。

議案第3～4号について、補足説明いたします。

これらの案件につきましては、引き続き農業経営を行うことを条件に相続税を納税猶予する特例に伴うものでございます。

議案第4号の農地につきましては、農地中間管理事業により貸借していますが、相続税の納税猶予を継続する特例の対象である特定貸付にあたることから、引き続き納税猶予となるものでございます。

なお、納税猶予をしている場合、3年に1度、税務署において継続の手続きが必要であり、その際にこれらの証明が必要になるものでございます。

議長

それでは、質疑に入ります。

質疑ありましたら、挙手願います。

佐々木博委員

4番、佐々木博です。

納税できる可能性はあるのでしょうか。

事務局

本制度は相続人が継続して20年耕作した場合、相続税が免除となりますので、支払い義務がなくなります。

朴田敦志委員

3番 朴田敦志です。

確認です。

この制度は農地中間管理事業を活用していても該当するものなのでしょうか。

事務局

本制度は、相続人が自分で耕作することが要件となっておりますが、特例として農地中間管理事業の利用も認められております。

白澤和実委員

7番、白澤和実です。

もしわかれば、お願いします。

納税するとしたら税額はどのくらいでしょうか？

事務局

当方では把握しておりません。

一般的に相続税は控除も大きく、ほとんどが課税されないと思いますが、相続財産の都合により、手続きを選択したものと推察されます。

議長

その他質疑はありませんか。

「なし」の声あり

議長

それでは質疑なしと認め、討論に入ります。

最初に、反対討論ありましたらお願いします。

「なし」の声あり

議長

賛成討論がありましたら、お願いします。

佐々木昭英委員

9番、佐々木昭英です。

誠実に農業経営をしているので、賛成いたします。

高橋かおる委員

8番 高橋かおるです。

きちんと耕作しているので賛成します。

白澤和実委員

7番 白澤和実です。

問題ないと思うので賛成です。

議長

その他、賛成討論ございますか。

「なし」の声あり

議長

討論なしと認めます。

挙手により表決に入ります。

議案第3号、相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている等の証明申請に対する許否決定について、議案のとおり許可する旨決するに賛成する委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長

挙手全員ですので、証明を許可することに決めます。
次に、議案第4号、相続税の納税猶予に係る引き続き特定貸付けを行っている等の証明申請に対する許否決定について、議案のとおり許可する旨決するに賛成する委員の挙手を求めます。
(賛成者挙手)

議長

挙手全員ですので、許可することに決めます。
以上で議事のすべてを終了しましたので、総会は閉会といたします。
皆さま、大変お疲れ様でした。

以上は、令和8年2月20日、矢巾町役場2-3会議室において開催された、令和8年第2回矢巾町農業委員会総会の経過及び結果であり、その相違なきことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議長 _____ 会長 _____

議事録署名人 _____ 番 _____

議事録署名人 _____ 番 _____

議事録署名人 _____ 番 _____